

「大人」になるってどんなこと

4月1日 から 成年年齢 が 引き下げられます



▲撮影協力・都立竹台高等学校

民法の改正による成年年齢の引き下げが行われ、令和4年4月1日から、18歳以上の方が成年になります。成年になると、保護者の同意がなくても自身の意思でさまざまな契約ができるようになる等、「できること」が増えますが、同時に大きな責任を負うことも増えてきます。

トラブルに遭うことがないように、注意すべきことを理解し、「大人」として、社会にはばたきましょう。

問合せ 指定があるもの以外は消費生活センター ☎内線477

成年になる 期日・年齢

出生日	成年になる日	成年になる年齢
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日		18歳
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

成年年齢の引き下げで変わること

成年年齢引き下げに伴い、18歳になると次のことができるようになります。

- クレジットカードを作る
- 携帯電話・ローンを契約する
- アパート等を借りる
- 10年間有効のパスポートを取得する
- 性同一性障害の方が、性別の取り扱いの変更審判を受ける

これまでどおり20歳にならないとできないこと

- 飲酒・喫煙
- 競馬・競輪・オートレース等の投票券の購入
- 大型・中型自動車運転免許の取得



消費者トラブルにご注意を

成年になると、保護者の同意がなくても、自身で有効な契約ができるようになりますが「未成年者取消権」が使えなくなります。

例年、新成年を狙った悪質商法が発生しています。被害に遭わないように、契約について正しい知識を身に付けましょう。また、困ったときは一人で抱え込まず、消費生活センターに相談してください。

新成年を狙った手口

- キャッチセールス**
アンケートに応じるように声をかけ、事務所等に連れていきます。事務所等では、契約するまでは帰れない状況に追い込み、契約を迫ります。
- マルチ商法**
「友人を紹介すればお金がもらえる」等と勧誘して高額商品を購入させます。
- デート商法**
SNS等で近づき、恋愛感情や好意を巧みに利用し、契約を迫ります。

●「未成年者取消権」とは

未成年者が、保護者の同意なしに契約してしまった場合、一定の条件の下に契約の取り消しができることが法律で定められています。ただし、自身の年齢や保護者の同意を得ているとそをついて契約した場合や、お小遣いの範囲の金額の契約は取り消しできません。

消費生活センターをご利用ください

受付日	(月)～(金) ※祝等は除く
時間	午前8時30分～午後4時30分
受付専用電話	☎(5604)7055
場所・問合せ	消費生活センター(区役所6階) ☎内線477 ※(土)・(日)・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください



婚姻開始年齢が変わります

今回の民法の改正で、令和4年4月1日以降、女性の婚姻開始年齢が18歳が変わります。なお、令和4年4月1日時点ですでに16歳以上の方については、引き続き、18歳未満でも婚姻できます。

問合せ 戸籍住民課戸籍係 ☎内線2354

裁判員に選ばれる場合があります

裁判員裁判制度は、国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、罪の有無や、有罪の場合の刑の内容を決める制度です。成年年齢の引き下げに伴い、令和5年から、18・19歳の方も裁判員に選ばれる場合があります。詳細は、裁判員制度ウェブサイト (<https://www.saibanin.courts.go.jp/>) をご覧ください。

問合せ 東京地方裁判所裁判員係 ☎(3581)2910

成人の日のつどい(仮称)は 20歳の方を対象に開催します

区では、成人式にあたる「成人の日のつどい(仮称)」を開催します。成人の日のつどい(仮称)は、成年年齢引き下げ後も、これまでどおり20歳の方が対象になります。詳細は、荒川区ホームページをご覧ください。

問合せ 生涯学習課生涯学習事業係 ☎内線3354